



藤が丘の風たより 院内報

4号

発行日【2008年12月】
発行者 昭和大学藤が丘病院
発行責任者 副院長 三邊武幸
〒227-8501
横浜市青葉区藤が丘1-30
Tel.045-971-1151

ボイラー祭



平成20年11月5日(水)地下1階防災センター内にあるボイラー室において、今年もボイラー祭が執りおこなわれました。

ボイラー祭とは、冬に向かい暖房用に使用するボイラーの火入れ式だと勝手に思い込んでいたのですが、よく調べてみると少し違っていました。

【ボイラー祭の起源・由来】

ボイラー祭は、むかし火を扱う職人たちが製鉄の始めにあたり11月8日に、火の神を祀り増産と作業の安全を祈った「鞆(ふいご)祭」が、現代に伝わるものです。京都の伏見稻荷神社ではこの日に「火焚(ひたき)祭」が行われますが、同じ理由からなのだそうです。

「鞆」とは、炉に風を送る送風機のことを言います。炎に力を与え、高温を生み出し、製鉄、鍛造などの金属の精製、加工には不可欠な道具です。炎に不思議な力を与える道具、神秘的な力を持つ道具として、火を扱う職人の間では大切にされてきました。この職人たちの祭が「鞆祭」です。

この祭が盛んにおこなわれていたのには、江戸時代の江戸の町だったようです。この日はあらゆる火を使う職人が仕事を休み、仕事場を掃除して、鞆を飾り、炉を清めて、塩を盛り、みかんを供えてお祭りをします。みかんはこのお祭りには欠かせない供え物とされています。この時期の走りの果物であり、炉に入れた鉄がだんだん熱せられてオレンジ色に輝いてくる変化が、熟れてゆくみかんを連想されるからだと言われています。

このような歴史と伝統を受け継いでおこなわれている当院のボイラー祭は、真田病院長をはじめ防災センター及び事務部職員が祭壇を前に火の神を祀って、日頃の感謝と安全を祈りました。

院内めぐり ～中央臨床工学部～



後列： 西山謙一、西堀英城、鳥居一喜、押山貴則、堤博志、大段剛、大友正浩、東哲士人
前列： 森田拓、 下田遙菜、 小林力、 上原克子

臨床工学部は平成5年に開設しました。皆様の中には我々臨床工学技士についてあまりご存じない方もいらっしゃるかと思いますので、これを機会に臨床工学技士のことを知って頂きたいと思っております。

臨床工学技士という国家資格は昭和63年に誕生し、今年で20年という比較的若い職種です。臨床工学技士の英語表記は「Clinical Engineering Technologist」なので、「CE」と呼ぶのが正しいとされていますが、当院では「Medical Engineer」の略として「ME」と呼ばれています。

藤が丘病院臨床工学部は、血液浄化部門とME部門の2部門に大別されます。血液浄化部門は、後日発行の院内報で透析センターのご紹介があると思っておりますので、そちらをご覧頂くこととして、今回は主にME部門のご紹介を致します。

ME部門は院内の各種医療機器（人工呼吸器、輸液ポンプ、シリンジポンプ等）の保守管理、手術室・体外循環業務、心臓カテーテル検査業務、高気圧酸素治療等、広範囲な業務を担当しています。

心臓カテーテル検査室では、冠動脈インターベンション、心臓電気生理学検査、カテーテルアブレーション、呼吸器内科の右心カテーテル検査等の医療機器操作を担当しています。

また、第1種（1人用）高気圧酸素治療装置を操作し、急性一酸化炭素中毒や低酸素性脳機能障害、ガス壊疽、突発性難聴などの救急的適応疾患から、末梢循環不全、骨髄炎など多科に渡るさまざまな症例に対応しています。

手術室・体外循環業務では、開心術時の体外循環（人工心肺）業務および自己血回収業務と、整形外科領域での自己血回収業務、手術室内のME機器管理を主に行っています。

ME機器管理業務は3階臨床工学室での一括中央管理とし、機器の有効的な利用を図っています。また定期的な点検・調整・修理を行うことにより、安全性の維持とトータルコストの低減に寄与しています。

近年、医療機器の安全管理、安全使用が注目を集めるようになってきました。一方、病院内で使用する医療機器はますます増えています。職員の皆さんが安心して機器を使えることが、患者さんの医療への信頼につながるものと、ME一同、誠意と技術で応えたいと思っております。

院内めぐり ～医療福祉相談室～



中澤 恒子 久保田 志麻

こんにちは。医療福祉相談室（以下、相談室）です。現在相談室には2名のMSW：ソーシャルワーカー仲澤恒子、久保田志麻がいます。相談室では入院、外来問わず、治療をスムーズに進めるために問題となる心理社会的な問題を解決するお手伝いをしています。

ここで、患者さんからのご相談と私達のお仕事内容の一部をご紹介します。

- ① 治療費の支払いが難しいのでしたらよいかという経済的な問題のご相談
- ② 当院で難病の診断がついて、障害が残ってしまった場合などの福祉制度の利用紹介
- ③ 高齢者や子どもなどの弱者に対しての虐待の問題を地域の関係機関へつなげていくこと
- ④ 当院での治療が終了し、退院が可能であるが、入院前と病状やADLが変化している方の、自宅に帰るための医療・介護サービスの利用の調整や、自宅での介護が困難な方の病院や施設への転院先の調整などの退院支援（退院支援看護師と共同で行っています）。

私達の役割は、治療を受ける患者さんがスムーズに次のステップへ移れるように支援することです。退院支援は、藤が丘病院での「治療終了」と患者・家族が受け止めたところから始まります。しかし、現状では治療が終了してから準備を開始するとなると、病状が安定している時期にタイミングよく退院や転院、在宅介護が間に合わなくなるため、治療終了の見通しがした時点で、退院支援を開始せざるを得ない状況です。残念ながら、患者さん・ご家族の方々と面談すると、「まだ治療中なのに」「まだ安定しているとは思えません」と語り、退院や在宅へ戻るためのサービスや転院に向けた準備に取り組めないケースがほとんどです。

先生方、看護師さんの協力なしでは退院調整はできません。患者さん・ご家族が納得して、安心して退院後の生活が送れるように、私達ケースワーカーと退院に関する全てのスタッフが心をひとつにして、一緒に取り組めるようにしていきたいと思っています。

何卒ご協力をお願い致します。

（文責 中澤恒子）

お知らせ ～予防接種後の麻酔の危険性～

当院では、インフルエンザなどの予防接種を受けられた患者について、接種後、下記の期間手術をお断りしております。主治医の先生方は、手術予定患者の予防接種の確認と患者への説明をお願い致します。

1. 手術をお断りする理由

1) ワクチン接種後の麻酔の危険性

- ①発熱、痙攣などのワクチンの副反応が強く出現する。
- ②麻酔薬による免疫抑制作用によりワクチンの効果が減弱する。
- ③生ワクチンの場合は弱毒株でも発症する。

2. 手術をお断りする期間(緊急手術を除く)

- ①生ワクチン(ポリオ、麻疹、風疹、BCG、おたふくかぜ、水痘)接種後4週間は麻酔ができません。
- ②不活化ワクチン(三種混合(ジフテリア、破傷風、百日咳)、日本脳炎、インフルエンザ、HB)接種後2週間は麻酔ができません。

ちょっと一言 ～個人情報保護法について～

2005年4月個人情報保護法が施行されました。病院においては皆さんもよくご存じかと思いますが改めて個人情報保護法についてご紹介させていただきたいと思います。個人情報保護法は個人の権利と利益を保護するために、個人情報を取得し取り扱っている事業者に対し、さまざまな義務と対応を定めた法律です。基本的には本人である個人の権利を定める法律ではなく、企業が守らなければならない義務を定め、それに違反した場合には行政機関が処分をおこなうという性格を持っています。

「個人情報保護法」では、次のことが義務づけられ、企業が責務を怠り、厚生労働大臣の命令に反したような場合には刑罰等も定められています。

病院においては、診療録、処方箋、手術記録、助産録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療録経過の要約などが揚げられます。

医療従事者には、医療関係資格に係る守秘義務等があります。医師・歯科医師・薬剤師・助産師等には刑法第134条第一項、看護師・助産師には看護師法第42条の2に、診療放射線技師・臨床検査技師等にはそれぞれに守秘義務を定めた法があります。

個人情報の漏洩事故は約80%が人的なミスや意図的な犯罪によるものといわれています。病院として情報漏洩防止にセキュリティーの対策をおこなってまいりますが、教職員同士の廊下での立ち話、治療等の指示なども個人情報の漏洩または守秘義務違反になることを自覚し十分に注意していきましょう。